



平成27年度保育所入所のご案内です！

平成27年4月1日から保育所への入所を希望する人は、お申し込みください。

●申し込み・問い合わせ 役場子育て支援課 ☎096(293)5981



町内の保育所

保育所名	定員	住所	問い合わせ
大津保育園	120	室1084-3	☎096(293)2139
大津保育園分園（1～2歳児）	20	杉水932-3	☎096(292)9777
緑ヶ丘保育園	120	美咲野3丁目22-4	☎096(293)8300
一宇保育園	120	平川220	☎096(293)2560
白川保育園	120	森64	☎096(293)2194
杉水保育園	140	杉水3251	☎096(293)8156
大津いちご保育園	120	陣内2032-1	☎096(294)9407
よろこび保育園	120	室1730-1	☎096(294)0155
風の子保育園 (平成27年4月開所予定)	120	引水710-2	☎096(293)8300 ※緑ヶ丘保育園内事務所

町内の 家庭的保育室

保育室名	定員	住所	問い合わせ
ぴちゅ	5	平川1257-13	☎090(9598)5611
みんなのおうち	10	陣内1833-5	☎096(321)7002
おひさま保育室	5	大津1984-12	☎080(1787)3222
ちゅうりっぷ	5	室763-5	☎090(9321)1101

※4月に入所できる児童数は、各園の平成26年度からの継続入所児童数で異なります。

■手続き 役場子育て支援課で申込書を受け取り、必要事項を記入して提出してください。
■書類の配付・受付期間 11月4日(火)～11月28日(金)(土、日、祝日を除く)



平成27年度町立・私立幼稚園児を募集！

平成27年4月1日から町内幼稚園への入園を希望する園児を募集します。
申し込み・問い合わせは各園までお願いします。

町立幼稚園

	大津幼稚園	陣内幼稚園
募集人数	年長 8人	30人
	年中 20人	10人
	年少 50人	25人
メッセージ	園・家族・地域の見守りの中で楽しく園生活を送っています。キラキラ笑顔が素敵な子どもたちです。	南小学校のとなりにあり、緑豊かな自然のなかで、のびのびと過ごしている子どもたちです。
申し込み 問い合わせ	大津幼稚園 ☎096(293)2131	陣内幼稚園 ☎096(293)2512
申込期間	11月4日(火)～11月28日(金) (土・日・祝日を除く) ※募集人数を超えた場合は、町の規則で抽選になります。また町立の二つの園を併願することはできません。	

私立幼稚園

	大津音楽幼稚園	白川幼稚園
募集人数	年長 ー	若干名
	年中 ー	若干名
	年少 60人	46人
	満3歳児 20人	ー
メッセージ	10月3日(金) ・おんがくあそび 午前10時30分から ・入園説明会 午前11時15分から (受付:午前10時～午前10時30分)	園庭を開放しています。いつでも遊びに来てください。募集人数は優先枠を含んでいます。※入園願書配布は、10月16日(木)から行います。
申し込み 問い合わせ	大津音楽幼稚園 ☎096(293)7721	白川幼稚園 ☎096(293)7550
申込期間	11月1日(土)から受け付けます。先着順で、定員になり次第締め切ります。なお、正午で閉園となります。キャンセル待ち希望の人は11月4日(火)にご連絡ください。	11月4日(火)～11月28日(金) (土、日、祝日を除く) 受付時間:午前8時～午後6時 ※募集人数を超えた場合は、抽選になります(抽選日:12月5日(金)午後2時から。詳細は入園願書に記載します)。

■手続き 入園希望の園で申込書を受け取り、必要事項を記入して提出してください。

子ども・子育て支援 新制度が始まるよ！

1. 子ども・子育て支援新制度とは

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、消費税の引き上げによる財源の確保を前提に、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」(以下「新制度」)が全国の市町村でスタートする予定となっています。

2. 支援新制度のポイント

- (1)「施設型給付」と「地域型保育給付」の創設
- (2)認定こども園制度の改善
- (3)地域の子育て支援の充実
- (4)市町村が実施主体
- (5)新たな財源を確保して量の拡充や質の向上

3. 利用手続きが変わります

(1) 支給認定

幼稚園や保育所などの利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります(※新制度に移行しない幼稚園を除く)。

支給認定の種類

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上で、幼稚園などで教育を希望する場合	認定こども園・幼稚園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などで保育を希望する場合	認定こども園・保育所
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などで保育を希望する場合	認定こども園・保育所・家庭的保育事業など

※認定こども園は、大津町にはありません。

(2) 施設や事業の選択

保護者は、認定された保育の必要性の有無や必要量に応じて、認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業などの中から、ニーズに合った施設や事業を選択します。

(3) 利用の申込み

- ①1号認定(保育を必要としない場合) → 幼稚園や認定こども園に申し込み
- ②2・3号認定(保育を必要とする場合) → 原則、市町村に申し込み

(4) 市町村による利用調整

保護者から利用申し込みを受けた市町村は、利用調整や必要に応じたあっせん、施設に対する利用要請を行います。

(5) 利用者負担(保育料)

新制度における利用者負担(保育料)は、保護者の所得に応じた負担(応能負担)を基本とした共通の仕組みになり、その額は国が定める水準を踏まえ、市町村が設定します(※大津町の利用料金については、現在検討を進めています)。

4. その他

詳しくは、町のホームページをご覧ください。

大津町役場ホームページ

<http://www.town.ozu.kumamoto.jp/index.html>



「内閣府子ども・子育て支援新制度」
シンボルマーク

